

清流共生 第60号

次のとおり一般競争入札を行うので、社会福祉法人清流共生会経理規程第72条に基づき公告する。

令和5年9月26日

社会福祉法人清流共生会 理事長 児玉 哲郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名：共同生活援助フォレスト2番館創設工事
- (2) 工事場所：大分市大字森字太郎丸406番他
- (3) 工期：契約締結日の翌日から令和6年3月20日まで
- (4) 工事概要
 - 【工事内容】構造・規模：木造2階建 ガルバリウム鋼板葺
延床面積：199.51 m² (定員7名+短期1名)
- (5) 予定価格の公表は行わない。
- (6) その他 本工事は、社会福祉施設の建設工事であるため、社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について4(2)イに基づき、大分市契約事務規則に準じ契約事務手続きを行うものとする。

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たすものであること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 公告日において、大分市建設工事競争入札参加資格審査要綱(平成17年大分市告示第1616号)により、建築一式工事について、入札参加資格の認定を受けている者であること。
- ③ 公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領(平成12年大分市告示第477号。以下「指名停止要領」という。)に基づく指名停止期間中でないこと。
- ④ 公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成24年大分市告示第377号。以下「排除措置要綱」という。)に基づく排除措置期間中でないこと。
- ⑤ 開札予定日以前3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

- ⑥ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- ⑦ 大分市内に、建設業法に基づく主たる本店、営業所があること。
- ⑧ 令和5年度において大分市建設工事競争入札参加資格審査要綱第4条に基づく建築一式工事がA等級に格付けされており、また、総合評定値(P)が950点以上の者であること。
- ⑨ 建築一式工事で、障がい者の居住支援に資する共同生活援助（寄宿舎）の新築工事の施工実績がある者。
- ⑩ 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定される建築工事における技術者を当該工事に配置できること。

3 入札参加制限等

（1） 専任配置可能技術者数に応じた入札参加制限

- ① 専任配置可能技術者として届け出ていた者を他の工事の主任技術者又は監理技術者として配置したことから、本工事に専任配置できなくなった場合は、開札予定日時までに、その旨を記載した書面を提出すること。なお、その場合当該入札に参加した者のした入札は無効とする。
- ② 契約締結に当たっては、「配置予定技術者の資格・建設工事等経験」（様式第3号）により届け出た専任配置可能技術者を配置するものとし、当該専任配置可能技術者については、死亡、傷病、退職等、真にやむを得ない場合を除き、その交代を認めないものとする。

（2） 同日開札における落札制限

本工事は、大分市が適用する同日開札による落札制限を設けないものとする。

4 入札手続等

（1） 契約担当者

郵便番号：870-0128 住所：大分市大字森字太郎丸336番地

社会福祉法人清流共生会 法人本部長 野尻 和敬

電話：097-527-6600

E-mail k-nojiri@seiryu-kyousei.org

(2) 本公告内容の交付期間、場所及び交付方法

① 交付期間

令和5年9月26日（火）から令和5年10月2日（月）までの
午前8時から午後5時まで

② 交付場所 4の（1）に同じ。

③ 交付方法 交付については、直接交付による。

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧方法

① 閲覧期間 4の（2）の①に同じ。

② 閲覧方法 閲覧を希望する者は、契約担当者に競争入札に関する資料請求書（様式第1号）を提出すること。また、契約担当者等が入札参加を希望する者の準備した未使用のCD-R等に電子データ（設計図書等を電子化したもの）を記録し配布するものとする。

(4) 設計図書等の質疑応答

① 設計図書等に質問がある場合には、次により書面で持参すること。

ア 提出期間 令和5年9月26日（火）から令和5年10月6日（金）までの午前8時から午後5時まで

イ 提出場所 4の（1）に同じ。

② ①の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 質問があった翌日から起算して2日後までに開始し、入札書受付締切日の2日前までの午前8時から午後5時まで

イ 閲覧場所 大分市大字森字太郎丸336番地 社会福祉法人清流共生会
法人本部事務所

(5) 競争入札参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「競争参加資格証明資料等」という。）の提出期間及び方法等

① 提出期間 令和5年9月26日（火）から令和5年10月2日（月）午後5時まで

② 提出方法 紙による。

③ 競争参加資格証明資料は、以下の所定の様式により作成すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 競争参加資格状況表（様式第2号）

ウ 配置予定技術者の資格・建設工事等経験（様式第3号）

・添付資料：配置予定技術者の能力：配置予定者の資格を確認できる書類の写し

エ 履行実績【建設工事】（様式第4号）

・添付資料：契約書の写し又は CORINS 写し（施工内容及び規模等が判断できる書類）

④ その他

ア 競争参加資格証明資料等の作成、提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争参加資格証明資料等は、競争参加資格の確認に使用しない。

ウ 提出された技術資料等は返却しない。

エ 提出期限日の翌日以降における競争参加資格証明資料等の差換え、追加及び再提出は認めない。

オ 競争参加資格証明資料等の提出に関する問合せ先：4 の(1)に同じ。

(6) 現場説明会 開催はありません。現地確認を行う場合は、問い合わせの上必ず許可を得てください。問合せ先：4 の（1）に同じ。

(7) 入札保証金 免除

(8) 入札及び積算内訳書の提出

① 入札書及び積算内訳書の提出日 令和 5 年 10 月 13 日（金）午前 10 時

② 入札場所 4 (1) 社会福祉法人清流共生会 本部会議室

③ 積算内訳書の作成

落札者は、積算内訳書の提出をすること。（入札金額と積算内訳書の工事価格計（消費税及び地方消費税を除く。）は一致していること。）

なお、積算内訳書の書式は自由であるが、作成例を参考に、設計図書にある内訳の名称の各項目に対応する数量、単位及び金額を明記すること。

④ 入札執行回数 入札回数は原則として再度までとし、落札者がない場合は、入札を取り止め又は随意契約に移行するものとする。

⑤ その他

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 予定価格 1 (5) に同じ。

ウ この入札は、最低制限価格制度を適用する。

5. 開札

(1) 開札予定日時 4 (8) ①入札終了後

開札場所 4 (8) ②入札場所に同じ

(2) 開札の立会い 法人理事 2 人、監事 1 人、評議員 1 人、大分市職員 2 名

6. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、5の通知日の翌日から起算して7日以内に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認めた理由についての説明を、書面（様式は自由）を持参して求めることができるものとする。なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) (1)の書面を提出した者に対する回答は、説明を求めた者に対し、書面の提出があった日の翌日から起算して8日以内に書面により回答する。
- (3) (1)の書面の提出場所は、4(1)とする。

7. 契約保証金

- (1) 契約者は、大分市契約事務規則第6条の規定により、契約金額の100分の10以上の次のいずれかの契約保証を付さなければならない。
 - ① 契約保証金の納付
 - ② 契約保証金に代わる担保となる利付き国債の提供
 - ③ 銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
- (2) 次のいずれかに該当する場合においては、契約保証金が免除される。
 - ① 契約者が保険会社との間に大分市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ② 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

8. 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- ① 入札者としての資格のない者のした入札
- ② 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- ③ 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- ④ 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札
- ⑤ 入札金額を訂正した入札
- ⑥ 予定価格を上回る入札
- ⑦ 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
- ⑧ 郵送による入札
- ⑨ 公告に示した競争参加資格のない者の入札
- ⑩ 申請書又は資料を提出しなかった者のした入札
- ⑪ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
- ⑫ 入札参加制限に該当する者のした入札
- ⑬ 提出期限までに積算内訳書を提出しなかった者のした入札

- ⑭ 積算内訳書の工事価格計（消費税及び地方消費税を除く。）又は業務価格計（消費税及び地方消費税を除く。）が、入札価格と一致していない者のした入札
- ⑮ 積算内訳書の積算根拠、金額その他の内容について説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札

9. 支払い条件

前 払 金： 有
中間前払金： 有
部 分 払： 無

10. その他

- (1) この公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、大分市契約事務規則、大分市一般競争入札実施要領、社会福祉法人清流共生会経理規程、社会福祉法人清流共生会競争入札実施要領並びに建設工事請負契約書の定めるところによる。
- (2) 本工事の施工に当たっては、工事着手前に請負業者賠償責任保険に必ず加入しなければならない。

填補限度額は 対人賠償

- ・被害者1名当たりの填補限度額 1億円以上
- ・1事故全体の填補限度額 2億円以上

対物賠償

- ・1事故全体の填補限度額 3千万円以上
- 免責金額（自己負担額） 10万円以内

被保険者名 請負者、全下請負人 とすること。

- (3) 契約担当者は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のアからウのいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。

この場合、契約担当者は当該落札候補者の行った入札を無効にしたことにより伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

ア 大分市の指名停止措置を受けたとき

イ 大分市から排除措置を受けたとき

ウ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき

- (4) 契約担当者は、落札決定後、契約締結までの間に落札者が、(3)のアからウのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消を行うことができるものとする。この場合、社会福祉法人清流共生会は落札決定の取消に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

- (5) この一般競争入札に参加しようとした者の名称並びに、その者のうち当該

入札に参加させなかった者の名称及びその理由を競争入札参加資格確認後に公表する。

- (6) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (7) その他不明な点は、4（1）の契約担当者まで照会のこと。